

1. 超訳 外為法

CISTEC 編

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸出
- 第三章 技術提供
- 第四章 仲介貿易、仲介技術取引
- 第五章 輸出者等遵守基準
- 第六章 緊急時の措置
- 第七章 行政制裁
- 第八章 行政手続法との関係、不服申立て
- 第九章 雑則
- 第十章 罰則

第一章 総則

(目的)

第1 この法律は、外国貿易、役務取引等の対外取引が自由に行われることを基本とし、これらの取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、これらの対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2 この法律は、「居住者」である法人・個人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてそれらの業務についてした行為にも適用する（国際法の属地主義の例外）。

(定義)

第3 この法律や政省令で用いる用語の定義は次の通り。

- 一 「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び省令で定めるその附属の島をいう（当分の間、北方4島は除く）。
- 二 「外国」とは、本邦以外の地域をいう。

三 「ホワイト国」とは、大量破壊兵器等の拡散防止に関する条約や国際輸出管理レジームに参加しており、大量破壊兵器不拡散政策を厳格に実施している外国であって、政令で定めるものをいう。

※ 2010年7月現在で、欧米、韓国等26カ国。

四 「非ホワイト国」とは、ホワイト国以外の外国をいう。

五 「国連武器禁輸国」とは、国際連合安全保障理事会決議に基づき武器禁輸措置がとられた外国であって、政令で定めるものをいう。

※ 2010年7月現在で10カ国。2010年9月より11カ国。

六 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

七 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

八 「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。

九 「輸出」とは、貨物を外国に向けて送り出すことをいい、仮陸揚げ貨物を積み替えて送り出すことを含む。船積み等がされることによって完了する。

※ 関税法の定義（＝通関によって完了）とは異なる。

十 「技術の提供」とは、貨物の設計、製造、使用に必要な情報を外国において、又は非居住者に提供することをいう（具体的には、第11～13に掲げられる場合がある）。提供方法は紙文書、USBメモリなどの電子媒体によるものや、技術指導、訓練等によるものを含む。電話、FAX、電子メール、口頭によるものも含む。

2 居住者又は非居住者の区別は、別添の通り（財務大臣通達に規定）。

※ 国籍とは関係がない。非居住者である法人（海外子会社等）の日本人社員が、その業務として行う場合は、その法人としての行為となる。居住者である法人の外国人社員の場合も同じ。

第二章 輸出

（輸出の原則）

第4 貨物の輸出は、第1にある目的に合致する限り、最少限度の制限の下で、許容されるものとする。

(特定の貨物の輸出許可等)

第5 国際的な平和・安全の維持を妨げるおそれがあるものとして、次に掲げる輸出をしようとする者は、法第48条第1項の許可申請をすること。

<リスト規制>

一 国際輸出管理レジームで規制が決まった政省令で定める貨物を、外国に向けて輸出しようとする者

<大量破壊兵器キャッチオール規制>

二 非ホワイト国に向けて前号以外の貨物を輸出しようとする者であつて、次のいずれかの場合に該当するもの

イ その貨物が大量破壊兵器等の開発等（開発、製造、使用、貯蔵）のために用いられるおそれがある場合として、核兵器等開発等省令で定める次の要件に該当する場合（客観要件）

① 用途要件—文書や連絡等により、大量破壊兵器等の開発等や別表行為として指定される行為に使用されることがわかった場合

② 需要者要件—需要者が大量破壊兵器等の開発等を行うことや行ったことがわかった場合

※ 外国ユーザーリストに掲載されていたり、過去に開発等を行ったことがわかった場合でも、それらの用途に使わないことが明らかなきは、許可申請不要。

※ 外国ユーザーリスト上の懸念区分の種別と、「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」の用途の種別が一致するときは、許可が必要。

ロ その貨物が大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合（インフォーム要件）

<通常兵器キャッチオール規制>

三 特定の外国に向けて第一号以外の貨物を輸出しようとする者であつて、次のいずれかの場合に該当するもの

イ 文書や連絡により、その貨物が通常兵器の開発等（開発、製造、使用）のために使用されることがわかった場合（国連武器禁輸国向けのみ）

ロ その貨物（32品目のみ）が通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合（国連武器禁輸国を含む非ホワイト国向けのみ）

2 上記「第5 二」の文書・連絡以外の手段で、大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがあることを知った場合は、経済産業大臣に報告すること。

3 仕向地の外国とは、最終的に消費・加工が行われる国・地域のことをいい、途中経由国ではない。

4 迂回取引への規制を定めた法第48条第2項は、同条第1項が現時点では全世界向けの規制になっているので、適用されることはない。

(輸出許可の種類)

第6 輸出許可には、次の種類がある。

(1) 個別許可

(2) 包括許可

① 一般包括許可一原則、国際輸出管理レジーム参加国を仕向地として行う当該レジームで規制された物（機微品目を除く）の輸出を一括して許可

※ 修理、不具合、異品による返品もこれに含まれる予定。

② 特定包括許可一継続的な取引関係を有する同一の相手方への特定の物の輸出について一括して許可

③ 特別返品等包括許可一本邦において使用するために輸入された武器であって、不具合による返品、修理又は異品のためのみに輸出する物について一括して許可

④ 特定子会社包括許可一50%超株式を所有していて、残りの株式所有者がいずれも日本企業であるなど、資本関係を有する最終需要者又は輸入者への特定の物の輸出について一括して許可

2 包括許可を取得するには、次が必要。

① 輸出管理内部規程（CP）の策定・届出による受理票取得

② 輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）の作成・提出による受理票取得

③ 適格説明会への参加

※ CLは当初の提出後も毎年7月に提出が必要。

3 包括許可の適用可能範囲は、品目等と仕向地の組み合わせで決まる（マトリクスを参照）。

4 包括許可により貨物を輸出した場合には、関係書類を、一定期間保存すること（大量破壊兵器関連は7年。通常兵器関連は5年）。

（輸出許可の基準）

第7 輸出許可は、需要者と用途について、以下の点を審査の上、可否を決定する。

- （1）貨物が実際に需要者に到達するのが確からしいか否か。
- （2）申請内容にある需要者が貨物を使用するのが確からしいか否か。
- （3）貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か。
- （4）貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしいか否か。

（許可等の条件）

第8 経済産業大臣は、輸出許可に条件を付したり、変更することができる。
2 その条件は、必要最小限のものでなければならない。

（許可申請不要の場合）

第9 次に掲げる場合は、第5に規定する許可は不要。ただし、武器については許可必要。

（1）外国向けの仮陸揚げした積替貨物（大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件、インフォーム要件に該当する場合を除く）

（2）一般的特例

- ①外国貿易船や航空機の自己用の燃料、航空機用品
- ②航空機の発着等を安全にする機上装備貨物等であって、修理又取替えを要するもの
- ③国際機関が送付する貨物であって、条約等により規制を免除されているもの
- ④日本国大使館等に送付する公用の貨物

（3）無償特例

- ①もともと無償で輸入した貨物を無償で返送輸出するとき
（無償修理、展示会用、個人使用での持ち帰り、通い容器、他）
- ②後日無償で輸入する予定の貨物を無償で輸出するとき
（個人使用で持ち帰る条件で持ち出す、通い容器、他）

(4) 少額特例

輸出する貨物の総額が一定の価格以下のもの

- ー通常は、100万円以下の少額の貨物
- ー機微品目である貨物は5万円以下
- ー大量破壊兵器関連貨物は適用なし
- ー仕向先がイラク、イラン、北朝鮮（懸念3カ国という。）である貨物には適用なし
- ー非ホワイト国向けはキャッチオール規制の要件に該当する輸出は適用不可

(5) 暗号特例

暗号関連貨物の中で、市販され、暗号機能の変更できず、技術支援が不要のもの（非ホワイト国向けはキャッチオール規制の要件に該当する輸出は適用不可）

(6) 部分品特例

輸出しようとする貨物のごく一部（価額の10%以下）として規制対象となる貨物が組み込まれているか、又は取り外し不能の場合

(その他の輸出承認)

第10 経済産業大臣は、第5に定める場合のほか、次の目的のために、下記の貨物を輸出しようとする者に対し、承認を受ける義務を課することができる（法第48条第3項）。

(目的)

- ・ 国際収支の均衡の維持
- ・ 外国貿易及び国民経済の健全な発展
- ・ 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行
- ・ 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与（＝安保理決議、有志連合による制裁）
- ・ 単独制裁の閣議決定の実施

(貨物)

- 一 特定の種類の貨物
- 二 特定の地域を仕向地とする貨物
- 三 特定の取引に係る貨物

2 規制対象品は、輸出貿易管理令別表第2、別表第2の2を参照。

※ 北朝鮮国連制裁の一環としての贅沢品禁輸措置の対象が、別表第2の2。

第三章 技術提供

(日本から外国に向けての技術提供)

第11 特定技術(国際輸出管理レジームで規制が決まった政省令で定めるもの)を日本から外国に向けて提供するときは、誰であっても、次の許可の申請をすること。

一 提供する相手が決まっているときは、法第25条第1項の許可。

二 提供する相手が決まっていないときは、法第25条第3項の許可。その場合、相手が決まったときに、法第25条第1項の許可もとること。

2 自分が使うものであれば、許可不要。

(日本国内での技術提供)

第12 日本国内で、非居住者に特定技術を提供する居住者は、第25条第1項(後段)の許可をとること。

※ 第25条第1項において、「特定の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者」の部分を便宜的に前段と称し、「特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者」の部分を後段と称す。

※ 許可申請にあたっては前段か後段かを示す必要はない。以下同じ。

(外国での技術提供)

第13 どの外国であっても、そこで非居住者に特定技術を提供する居住者は、法第25条第1項(前段・後段)の許可をとること。

2 ただし、その特定技術が、外国で入手したもので、その外国内だけで取引が完結する場合は、許可は不要(貿易外省令)。ただし、武器については許可必要。

3 外国での非居住者による提供行為は、もともと適用対象外(法第5条による域外適用の範囲外)。

※ 第11から第13までは重複する場合があります、その場合は規制の強い方が適用される(例: ホワイト国にいる非ホワイト国の国民への提供)。

(記録媒体輸出の際の税関長の確認)

第14 第25条第3項の記録媒体を輸出する場合には、特定記録媒体等輸出等許可を得ていることを、外為令第18条の2により、税関長の確認を受けることが必要。なお、貨物のように非該当証明を求められることはない。

(技術提供のキャッチオール規制)

第15 技術提供の場合の大量破壊兵器、通常兵器キャッチオール規制については、貨物と同様。

2 ただし、口頭による提供は、ここでは対象外。

(許可の種類、許可基準)

第16 許可の種類、許可基準、許可条件は、貨物の輸出許可の場合と同じ。

(許可申請不要の場合)

第17 次に掲げる場合は、第11～15に規定する許可は不要。

- (1) 経済産業大臣が行う技術取引
- (2) 防衛大臣が、本邦又はホワイト国に提供する技術取引
- (3) 日本政府が行う技術協力等 (ODA、賠償、協定に基づくもの)
- (4) 国際原子力機関 (IAEA)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (化兵法) に係る国際機関が指定する者への提供
- (5) 既に許可を受けた技術提供を内容とする技術取引
- (6) 公知技術の提供、公知化するための提供
 - ※ 雑誌、Web、学会、講演、展示会、一般見学コース、特許情報等の公開、公開ソースコードのプログラム提供等。
- (7) 基礎科学分野の研究活動における提供
 - ※ 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。
- (8) 工業所有権の出願・登録のための提供
- (9) 貨物の輸出に付随する据付、操作、保守・修理のための必要最小限の使用の技術 (プログラムは除く) の提供
- (10) プログラムに付随するインストール、操作、保守・修理のための必要最小限の使用の技術 (プログラムは除く) の提供
 - ※ (9)(10)に該当しても、以下は許可必要。
 - ・性能・特性等が向上するもの

- ・修理技術で、設計・製造技術と同等のもの
- ・規制技術で設計、製造に必要な技術が含まれるもの

(11) プログラムの次のような提供

- イ 市販又は無制限・無償で提供され、提供側の技術支援不要のもの
- ロ 市販又は無制限・無償で提供され、暗号機能が使用者によって変更できず、提供側の技術支援が不要のもの
 - ※ いずれも、非ホワイト国向けであってキャッチオール規制の要件に該当するものは適用不可。
- ハ 装置に内蔵され、書換え、媒体の取替えが困難等であるもの
- ニ バグ修正のもの

2 Web 上で、不特定多数が無制限、無償で入手可能にするアップロード行為は、許可不要。

3 第9の(6)に該当の部分品に内蔵の技術データであって、当該部分品を使用するためのものも許可不要(役務通達)。

(その他参考)

第18 法第25条第2項と、同条第3項第2号は、迂回提供の規制を目的としているが、同条第1項が全世界向け規制になっているので、適用されることはない。

第四 仲介貿易、仲介技術取引

(外国間の貨物の仲介貿易)

第19 外国から他の外国へ向けて、居住者が非居住者に、特定貨物の売買・貸借・贈与をする場合は、

- ① 武器の場合は、すべて許可をとること。
 - ② それ以外の貨物では、
 - ・非ホワイト国から他の非ホワイト国へ向けて移動する場合で、
 - ・大量破壊兵器等の用途に用いられることが分かっている場合か、経済産業大臣から通知を受けた場合に、仲介貿易取引許可をとること(外為令)。
- ※ 仲介貿易・技術取引では、輸出と異なり、需要者要件はない。

(外国間の技術の仲介取引)

第20 外国間の仲介技術提供であって、以下の要件に当たる場合は、法第25

条第1項の役務取引許可をとること。

一 武器技術の場合

二 それ以外の技術

- ・ 非ホワイト国で入手して、それを他の非ホワイト国に移動・送信する場合で、
- ・ 大量破壊兵器等の用途に利用されることがわかっている場合か、経済産業大臣から許可申請をするように通知を受けた場合

※ 技術の仲介取引は、輸出と異なり、独立した条文がない。法第25条第1項の条文の「居住者→非居住者」の技術提供取引の一部ととらえられるので注意が必要。貿易外省令にて詳細を規定。

(その他の技術提供、仲介取引の許可)

第21 経済産業大臣は、次の目的のために、上記以外の技術の提供や仲介貿易・取引を行おうとする居住者に対して、許可を受ける義務を課することができる(法第25条第6項)。

(目的)

- ・ 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行
- ・ 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与(=安保理決議、有志連合による制裁)
- ・ 単独制裁の閣議決定の実施

第五章 輸出者等遵守基準

(輸出者等遵守基準)

第22 経済産業大臣は、輸出や技術提供を継続して行う者(営利かどうかは関係ない)が遵守すべき「輸出者等遵守基準」を定めなければならない。

2 輸出者等遵守基準は、輸出貨物や提供技術が、特定重要貨物等に該当するかどうかの確認(該非確認)その他輸出等に当たって遵守すべき事項について定めるものとする。

3 前項の「特定重要貨物等」とは、リスト規制貨物・技術のこと。

4 輸出者等は、輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

※ 輸出者等遵守基準の内容

(1) 一般の輸出者・提供者向け

- ① 該非確認責任者の選任
- ② 社内での法令周知、遵守指導

(2) リスト品輸出者・提供者向け

- ① 代表者を輸出管理の責任者に選任
- ② 輸出管理体制（業務分担・責任関係）の策定
- ③ 該非確認手続の策定
- ④ 用途確認、需要者確認の手続策定、実施
- ⑤ 出荷時の貨物等の一致の確認
- ⑥ 監査手続の策定、実施努力
- ⑦ 研修の実施努力
- ⑧ 関連文書の一定期間保存努力
- ⑨ 法令違反やそのおそれがあるときの報告、再発防止策

(指導及び助言)

第23 経済産業大臣は、輸出等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、輸出者等に対し、輸出者等遵守基準に従った輸出等が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第24 経済産業大臣は、前条の指導・助言をしてもなお輸出者等遵守基準に違反していると認めるときは、当該輸出者等に対し、遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 経済産業大臣は、その勧告に従わなかつた者に対し、措置命令ができる。

第六章 緊急時の措置

(我が国の平和及び安全の維持のための措置)

第25 我が国の平和・安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、単独制裁措置（貿易、技術提供、仲介取引の制限、禁止）を講ずべきことを決定することができる。

2 政府は、前項の措置を講じた場合には、二十日以内に国会に付議して、国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中、衆議院が解散中の場合は、その後最初に召集される国会で可。

3 政府は、国会で不承認の議決があつたときは、速やかに、当該対応措置を終了させなければならない。

(船積の非常差止)

第26 経済産業大臣は、特に緊急の必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、1ヶ月以内の期限を限り、品目又は仕向地を指定し、貨物の船積を差し止めることができる。

第七章 行政制裁

(貨物の輸出入に係る制裁)

第27 経済産業大臣は、無許可輸出した者に対して、3年以内の期間を限り、次の行為を禁止することができる。

①輸出

②技術の外国における提供、非居住者への提供を目的とする取引

③取引のための特定記録媒体等の輸出、特定技術の情報送信

2 経済産業大臣は、貨物の輸出入に関し、この法律、政省令、処分に違反した者に対し、1年以内の期間を限り、輸出入を禁止することができる。

(役務取引等に係る制裁等)

第28 経済産業大臣は、無許可で法第25条第1項の技術提供を行った者に対して、3年以内の期間を限り、外国への技術提供、非居住者への技術提供（技術記録媒体等輸出や国外技術送信を含む）を禁止することができる。

2 無許可で法第25条第3項の技術記録媒体等輸出や国外技術送信を行った者に対して、1年以内の期間を限り、技術提供を禁止することができる。

3 経済産業大臣は、無許可で仲介貿易取引を行った者に対して、3年以内の期間を限り、これを禁止することができる。

4 主務大臣は、役務取引等の承認義務を課した場合に、無承認で取引をした者に対して、再発のおそれがあると認めるときは、1年以内の期間を限り、その全部又は一部を禁止することができる。

第八章 行政手続法との関係、不服申立て

第29 輸出許可、技術提供許可については、行政手続法の以下の規定は適用しない。

- (1) 第2章—審査基準、標準処理期間、申請に対する審査・応答、不許可の理由の開示、情報提供等
- (2) 第3章—不利益処分についての基準、手続き等（公聴会等）

第30 主務大臣は、処分について異議申立て等があったときは、公開で意見聴取を行う。

2 処分の取消訴訟は、異議申立て等の決定を経てからでなければ提起できない。

第九章 雑則

（税関長に対する指揮監督等）

第31 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、その所掌に属する貨物の輸出又は輸入に関し、税関長を指揮監督する。

（報告徴収）

第32 経済産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、取引を行った者や関係人に対し、関連事項の報告を求めることができる。

（立入検査）

第33 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、輸出等を行う者の営業所等の施設に立入検査・質問をさせることができる。

- 2 検査職員は身分証を提示しなければならない。
- 3 この立入検査等は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十章 罰則

第34 主な罰則は、以下の通り。

対象取引	罰則水準	根拠規定（法）
無許可の技術取引	7年以下の懲役又は700万円（若しくは価格の5倍）以下の罰金、併科	第69条の6第1項1号
無許可の仲介取引		第69条の6第1項1号
無許可の貨物輸出		第69条の6第1項2号
無許可の核兵器等関連技術取引	10年以下の懲役又は1000万円（若しくは価格の5倍）以下の罰金、併科	第69条の6第2項1号
無許可の核兵器等関連貨物仲介取引		第69条の6第2項2号
無許可の核兵器等関連貨物輸出		第69条の6第2項2号
無許可の技術書面・記録媒体輸出、国外送信	5年以下の懲役又は500万円（若しくは価格の5倍）以下の罰金、併科	第69条の7第1項2号
行政制裁違反	3年以下の懲役又は100万円（若しくは価格の3倍）以下の罰金、併科	第70条第1項19号
不正手段による許可取得		第70条第1項31号
輸出者等遵守基準違反	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	第71条第10号

第35 法人の公訴時効は、個人の公訴時効と同じとする（刑事訴訟法の例外）。

※ 懲役10年以下の罪（大量破壊兵器関連貨物の輸出等）の時効期間は7年。

懲役7年以下及び5年以下の罪は5年であり、法人の時効も、罰金であってもこれと同じとなる。

別添

居住者及び非居住者の判定	
居住者	非居住者
<p>日本人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">①我が国に居住する者②日本の在外公館に勤務する者	<p>日本人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者③出国後外国に2年以上滞在している者④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
<p>外国人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">①我が国にある事務所に勤務する者②我が国に入国後6月以上経過している者	<p>外国人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">①外国に居住する者②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）
<p>法人等の場合</p> <ul style="list-style-type: none">①我が国にある日本法人等②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所③日本の在外公館	<p>法人等の場合</p> <ul style="list-style-type: none">①外国にある外国法人等②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所③我が国にある外国政府の公館及び国際機関
	<p>その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等</p>

※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より

出典：経済産業省適格説明会資料